

ここふるショップ チャレンジスペースブース募集要領

ここふるショップ内チャレンジスペースブースでは、出店者等が生産または開発、加工した商品を販売いただけます。

■出店実施期間

平成 30 年 10 月 20 日（土）～平成 31 年 1 月 16 日（水） 3 カ月間

（3 カ月間ごとに実施期間を設ける）

※10 月 18 日（木）以降よりを上記出店の準備（搬入等）が可能とする。

■出店場所

大野城心のふるさと館 1F ここふるショップ内

■営業日について

営業時間 10：00～18：00 月曜日を除く日（月曜が祝日の場合はその翌平日）

※ふるさと館の休館日は休みとなります。

■出店内容について

利用期間 上記、出店実施期間

※同一期間に 1 個人または 1 団体、1 事業所につき 1 区画の出店

※ブースの設営、撤去の期間も含む

ブース面積 1 区画は、横 29.3cm×縦 34.3cm×奥 27cm（合計 36 区画）

ブース仕様 可動式アクリルボックスタイプ（背面無し）

■出店者要件について

- ・大野城市内の団体および事業所、市民
- ・ここふるショップ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、ショップの販売に適すると判断した商品を取り扱う事業者等

■申請について

- ・所定の申請書を提出していただきます。応募者多数の場合は、実行委員会の抽選により出店及び区画を決定いたします。
- ・1 区画及び 1 期間あたり 3,000 円を登録手数料としていただきます。なお、この登録手数料には、商品販売用のバーコードシール代及び販売時の包装資材代等が含まれます。

■手数料・売上について

- ・手数料として、売上額の 10%をお支払いいただきます。
- ・売上金は月末締めにて、翌月 10 日までに販売手数料を除いた全額を、所定の方法により出店者の方へ支払います。現金払を選択した場合は翌月 15 日にお支払いします。

■登録の制限、取消しについて

○次のいずれかに該当する場合は、登録ができません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員となっている事業者等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行う事業

者等

- ・法令又は公序良俗に反する行為を行ったと実行委員会が認めた事業者等
- ・大野城市又はふるさと館又はここふるショップ又は実行委員会の信用又は品位を害する行為を行ったと実行委員会が認めた事業者等

○出店中に次のいずれかに該当する判断した場合、登録を取消すものとします。

- ・他の出店者の迷惑となる行為を行ったとき。
- ・登録申請の内容に虚偽又は不正が判明したとき。
- ・出店中に政治、宗教活動を行ったとき。

■販売商品について

出店者等が生産または開発、加工した商品であること。

■販売できない商品について

- ・生鮮食料品、冷凍・冷蔵が必要な商品、法令等に基づく営業許可、及び、食品表示のない食品
- ・賠償責任保険等に加入していない事業所等が製造する食品
- ・酒類、たばこ類
- ・動植物
- ・薬事法にかかる製品
- ・古物（一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又は、これらの物品に幾分の手入れをしたもの）
- ・1区画内に陳列できない商品

■納品、ディスプレイについて

- ・ふるさと館に設置する商品管理パソコンで商品情報の入力、バーコードシールを作成し、商品への貼付・陳列を行っていただきます。
- ・商品の陳列に必要な備品等は各自でご用意いただき、ご自身のボックスをご自由にディスプレイしていただけます。なお期間終了後は、貸出時と同じ状態で返却いただきます。

■商品管理について

- ・在庫管理は出店者ご自身で行ってください。
- ・販売商品の故意でない破損、紛失、万引きなどに関して、ここふるショップ実行委員会及び大野城市では責任を負いません。

募集期限

平成30年9月20日（木）

申し込み方法・問い合わせ先

申請用紙に必要事項をご記入の上、下記まで郵送またはご持参下さい。

〒816-0934 大野城市曙町3-8-3

大野城市心のふるさと館運営課内 ここふるショップ実行委員会事務局

TEL 092-558-5000 FAX 092-558-2207

MAIL cocofuru@city.onojo.fukuoka.jp